

VI-14 国家賠償法に関わる判例の データベース化における研究

東京大学地震研究所 正会員 東原 敏道
○清水建設 正会員 時弘みどり

1. 研究の目的

現在は国土利用の高度化により様々な権利問題が生じている。アメリカ合衆国を中心として欧米諸国では、このような問題は訴訟と言う形で解決されることが多い。近い将来、我が国もこの傾向を強めて行くものと思われる。そのような時に、判例を分析しその構造を知ることは、土木構造物の計画・管理の目安となる。また、これをデータベース化することにより、法律的な専門知識がなくても的確な処理が行えるようになる。本研究は、土木工学と関係が深いと思われる公の営造物の管理に関する訴訟を分析し、更に、そのデータベース化を図ろうとするものである。

2. 判例

判例は、データベース化の困難な内容を含んでおり、現在のところその作業はあまり進んでいない。その理由として考えられるものは、

- 〔1〕判例には多く情報が含まれている。
- 〔2〕特に、対象となる事件には複雑な権利関係が絡み合っている。
- 〔3〕裁判官の心証と言う主観的でデリケートな判断が含まれている。

このため、上記の2点を機械的に処理するのは難しい。このように複雑な構造と内容を持つ判例をデータベース化するためには解決されるべき問題が多い。これらの事情を考慮して、今回は、以下に示す分析方法を用いて分析を行った。

3. 分析

公の営造物の管理に関する法律は国家賠償法であり、主にその第2条第1項に規定されている。そこで、本研究では国家賠償法第2条第1項に関わる判例の中から、特に水害と道路に関するものを選んで分析を行った。国家賠償法第2条第1項による損害賠償請求が成立するためには、以下の3要件が必要である。

- 〔1〕「公の営造物」であること
- 〔2〕公の営造物の設置又は管理に「瑕疵」があること
- 〔3〕その瑕疵が「あったため」に損害が生じたこと（因果関係）

ところで、判例を構成する主要な事項は、原告・被告双方の主張と証明、裁判所の判断である。前述のように判例のデータベース化は困難である。しかし、上記の2、3を中心とした分析を行うことにより、複雑な判例を比較的すっきりした形にまとめることができると考えられる。そこで、今回の分析はそれらの3点を、第2の要件である瑕疵と第3の要件である因果関係を中心に行った。瑕疵とは「公の営造物の通常有すべき安全性の欠如」である。瑕疵と因果関係と損害賠償責任との関係は、図1の通りである。また、判例全体が分かるように13の項目を設け、他の内容はそれに従って分析した。分析に用いた項目は、図2の通りである。

瑕疵あり	→	因果関係あり	→	損害賠償責任あり
瑕疵あり	→	因果関係なし	→	損害賠償責任なし
瑕疵なし	→	損害賠償責任なし		

図1

1. 事件名
2. 内容
3. 場所
4. 裁判所
5. 判決年月日
6. 争点・原告の主張
7. 争点・被告の主張
8. 争点・認定
9. 条文
10. 判決
11. 確定か控訴・上告か
12. 参考文献
13. 関係判決

図2

4. データベース

データベースに利用した言語はBASICで、ファイルはランダムファイルである。また、利用のしやすさを考え設計した。これは、一部入力方式であり、また、画面より入力必要事項の問い合わせを行って来るものである。

5. 参考文献

〔1〕判例時報 昭和53年1月より昭和62年12月まで